

変更届への標準添付書類一覧（介護予防・日常生活支援総合事業）

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	介護予防訪問介護相当サービ	介護予防通所介護相当サービス
事業所の名称及び所在地	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○
申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書又は条例等 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○
登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○
事業所の平面図	・平面図（参考様式3）		○	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図（参考様式3） ・設備等一覧表（参考様式4）		—	○
利用者の推定数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	—
利用者の定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		—	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・サービス提供責任者の経歴（参考様式2） ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日老振発第0729002号） ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。（サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。）	○	—
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	変更後の運営規程について、変更箇所が分かるよう下線を引くか、変更届出書（変更内容欄）に記載すること。 新旧対照表の添付でも可。	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程			
その他	・変更する内容の分かる資料等 ・（必要に応じて）資格証の写し ・経歴書（参考様式2）	変更届出書の「変更があった事項」欄に選択肢のない事項の変更に係るものについては、「その他」を選択し、当該内容を変更後の内容欄に記載すること。 代表的なものとして、資格職の変更に関するもので、運営規程の変更を伴わない場合等。	○	○

（備考）

・参考様式としているものについては、同内容が確認できるものであれば書式は問わない。

・従業者の変更（サービス提供責任者、介護支援専門員を除く）については、変更届出書による届け出の必要はないが、事業所所在自治体により取り扱いが異なるため届出の要否については所在自治体へ確認すること。